



市町小規模企業者小口簡易資金保証

この資金は、担保・保証人が不十分なため金融機関等から融資を受けられない小規模企業者に対して、経営基盤の強化とその振興発展に資するために設けられた市町の融資保証制度です。

お近くの市町、商工会議所、商工会で申込み受付を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

対象者	従業員 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下の小規模企業者であって、融資申込額を含めて保証協会の保証債務残高が 1,250 万円以内の方
限度額	1,250 万円（既存の保証協会保証付融資残高を含む）
保証期間	運転 5 年、設備 7 年
保証料率	年 0.50% ~ 1.20% ※県・市町の保証料軽減補助（補給）金の補助（補給）率を差引いた料率 ※中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 1 号から第 8 号に該当する方として 市町長の認定を受けた方は年 0.80%
融資利率	1.70%
担保・保証人	（担保）不要 （保証人）原則、法人代表者のみ
受付機関	各市町が定める申込先（各商工会議所、各商工会等）
備考	・責任共有制度対象外 ・中小企業会計割引あり



経営支援資金保証（小規模企業者枠）

小規模企業者が、経営の安定、合理化等を図るために必要な資金を対象とした県の制度です。

対象者	従業員 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下であって、原則として直近 2 期平均の経常利益が 700 万円以下の小規模企業者
限度額	運転資金・設備資金あわせて 1,500 万円 （旧小規模企業者経営安定資金の融資残高含む）
保証期間	運転 5 年、設備 7 年
保証料率	年 0.45% ~ 1.20%
融資利率	1.65%
担保・保証人	（担保）不要 （保証人）原則、法人代表者、ほか必要に応じて
受付機関	商工会議所、商工会
備考	・責任共有制度対象 ・中小企業会計割引あり

お問い合わせ先 業務部 TEL 077 (511) 1321・1322・1324

3月の保証概況

(単位：百万円・%)

区 分	当 月 中				年 度 累 計			
	件数	金額	対前年同月比		件数	金額	対前年同月比	
			件数	金額			件数	金額
保 証 申 込	986	12,163	66.4	51.5	10,104	127,123	83.9	81.6
保 証 承 諾	967	11,166	69.3	54.4	9,242	108,125	85.4	83.3
保 証 債 務 残 高	—	—	—	—	30,752	303,058	95.9	96.4
代位弁済(元利)	85	878	114.9	153.2	612	6,756	95.9	91.7

保証申込

3月の保証申込は、件数で対前年同月比66.4%の986件、金額では同51.5%の121億63百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

年度累計は、件数で対前年同月比83.9%の10,104件、金額では同81.6%の1,271億23百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

保証承諾

3月の保証承諾は、件数で対前年同月比69.3%の967件、金額では同54.4%の111億66百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

年度累計は、件数で対前年同月比85.4%の9,242件、金額では同83.3%の1,081億25百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

保証債務残高

3月末の保証債務残高は、件数で対前年同月比95.9%の30,752件、金額では同96.4%の3,030億58百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

代位弁済

3月の代位弁済は、件数で対前年同月比114.9%の85件、金額では同153.2%の8億78百万円となり、件数、金額ともに前年実績を上回った。

年度累計は、件数で対前年同月比95.9%の612件、金額では同91.7%の67億56百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

TOPICS

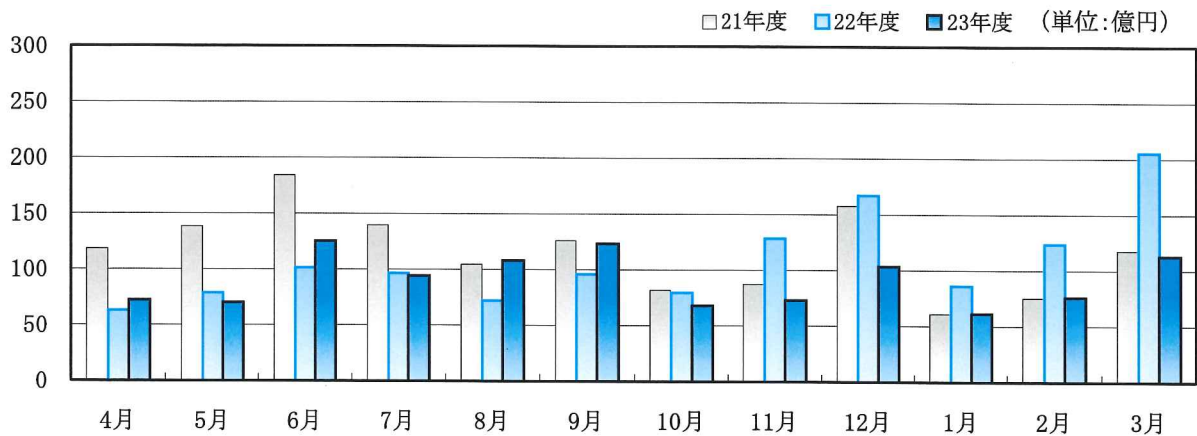
平成23年度の保証承諾は9,242件(対前年比85.4%)、1,081億円(同83.3%)と低調で、平成13年度以降11年間で最も保証承諾が少ない年度となりました。

一方、保証債務残高は30,752件(同95.9%)、3,031億円(同96.4%)で、承諾に比して緩やかな減少に留まりました。これは、条件変更による返済緩和や長期資金利用が進んでいることによるものです。

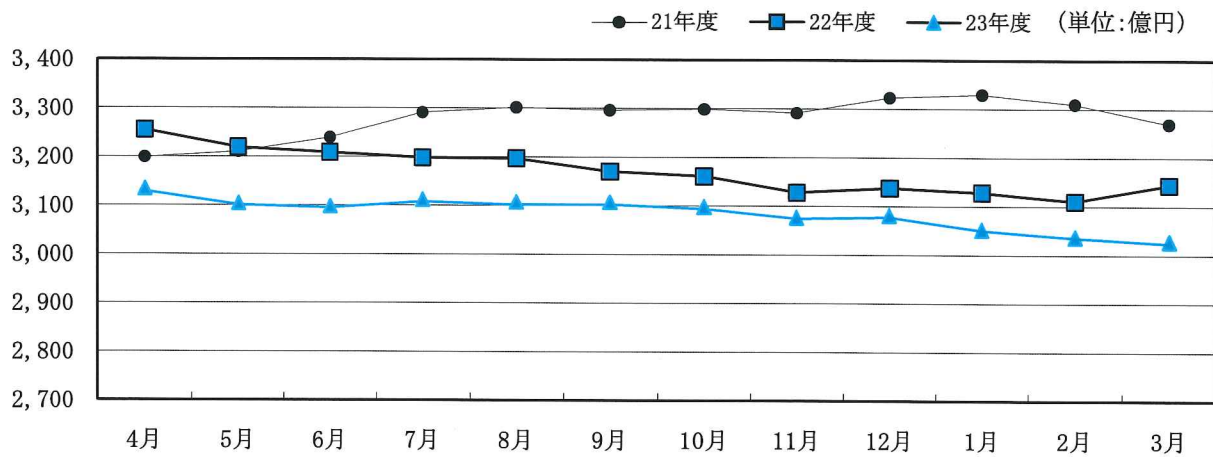
また、1件あたりの保証債務残高は平成20年度を境に特に増加し、年度末では986万円と過去最高額となっています。(1先あたりの保証債務残高は1,984万円です。)

各表の金額は欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計欄と一致しないことがあります。

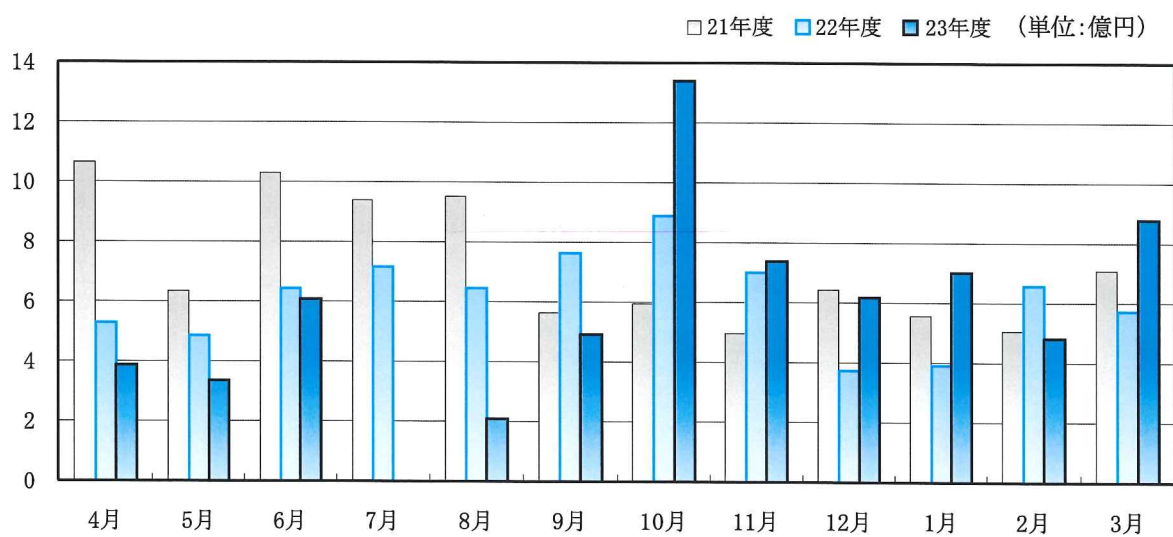
保証承諾の推移



保証債務残高の推移



代位弁済の推移



金融機関別保証状況 (平成24年3月)

(単位：百万円・%)

金融機関名	保証承諾					保証債務残高 (A)				代位弁済 (B)			代弁率 B/A
	当月中		年度累計			件数	金額	対前年 同月比	構成比	年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年 同月比					件数	金額	対前年 同月比	
地方銀行	520	6,180	5,035	61,180	87.2	16,244	165,452	96.5	54.6	299	3,153	93.6	1.91
滋賀	494	5,772	4,756	57,068	87.4	15,208	154,047	96.2	50.8	284	2,993	93.9	1.94
大垣共立	6	132	52	675	55.0	237	3,018	93.5	1.0	0	0	—	—
福井	0	0	3	26	38.6	34	282	85.2	0.1	0	0	—	—
京都	20	276	222	3,350	92.7	762	8,037	102.8	2.7	15	161	90.2	2.00
近畿大阪	0	0	2	62	620.0	3	69	319.3	0.0	0	0	—	—
百五銀行	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—
第二地方銀行	158	2,565	1,511	22,379	69.0	5,521	64,316	96.0	21.2	135	1,769	104.4	2.75
関西アーバン	158	2,565	1,511	22,379	69.0	5,521	64,316	96.0	21.2	135	1,769	104.4	2.75
信用金庫	223	1,869	2,198	19,889	89.2	7,410	59,305	96.7	19.6	151	1,543	84.0	2.60
京都	26	392	326	4,852	82.4	1,438	16,124	94.5	5.3	42	540	93.4	3.35
湖東	32	197	393	2,443	79.3	1,417	8,496	94.8	2.8	15	77	44.3	0.91
滋賀中央	106	881	890	7,628	85.0	2,787	20,855	95.3	6.9	70	698	130.7	3.35
長浜	54	368	526	4,162	115.3	1,501	11,446	103.4	3.8	11	151	39.9	1.32
京都中央	5	30	63	804	109.2	264	2,360	100.1	0.8	13	77	44.6	3.25
北伊勢上野	0	0	0	0	—	3	23	88.3	0.0	0	0	—	—
信用組合	60	401	461	3,408	101.5	1,379	9,227	98.2	3.0	23	238	108.2	2.58
滋賀県	60	401	460	3,378	100.6	1,374	9,153	97.9	3.0	23	238	108.2	2.60
近畿産業	0	0	1	30	—	4	72	156.7	0.0	0	0	—	—
京滋	0	0	0	0	—	1	3	80.2	0.0	0	0	—	—
都市銀行	4	110	32	1,114	97.9	140	3,927	94.8	1.3	1	13	14.6	0.33
みずほ	2	90	12	433	120.3	35	1,059	91.6	0.3	0	0	—	—
りそな	0	0	5	268	162.4	27	830	117.4	0.3	0	0	—	—
三菱東京UFJ	0	0	5	201	50.6	44	1,339	83.6	0.4	0	0	—	—
三井住友	2	20	10	212	98.4	34	697	102.9	0.2	1	13	138.3	1.87
政府系金融機関	2	42	5	155	37.9	58	832	82.0	0.3	3	40	26.0	4.81
商工組合中央金庫	2	42	5	155	37.9	56	830	82.0	0.3	3	40	30.5	4.82
日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫)	0	0	0	0	—	2	1	86.5	0.0	0	0	—	—
日本政策金融公庫 (旧中小企業金融公庫)	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—
農協系金融機関	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—
その他の金融機関	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—
合計	967	11,166	9,242	108,125	83.3	30,752	303,058	96.4	100.0	612	6,756	91.7	2.23

制度別保証状況 (平成24年3月)

(単位：百万円・%)

制 度 名	保証承諾					保証債務残高 (A)				代位弁済 (B)			代弁率 B/A	
	当月中		年度累計			件数	金額	対前年 同月比	構成比	年度累計				
	件数	金額	件数	金額	対前年 同月比					件数	金額	対前年 同月比		
一般・協会制度保証	472	4,701	4,308	39,801	104.6	10,649	83,243	96.6	27.5	198	1,476	66.6	1.77	
一 般 保 証	269	2,886	2,428	25,791	102.8	4,965	48,008	105.1	15.8	106	996	63.0	2.07	
提 携 保 証	73	1,138	649	8,411	110.4	2,507	20,562	91.1	6.8	65	313	65.7	1.52	
小口零細企業保証	29	76	204	584	163.8	535	1,021	97.0	0.3	9	20	54.3	1.98	
ゴー・アップ関連	(平成18年度、19年度、20年度実施)					421	2,327	55.2	0.8	10	63	77.6	2.70	
エコ・サポート保証	13	53	78	288	98.0	286	859	94.4	0.3	1	10	—	1.16	
B C P 推進保証	0	0	0	0	—	1	34	87.2	0.0	0	0	—	—	
カードローン根保証	76	302	868	3,329	104.5	1,727	6,532	87.0	2.2	6	24	101.3	0.36	
当座貸越根保証	12	246	77	1,238	88.5	152	2,634	96.1	0.9	0	0	—	—	
やくしん保証	0	0	1	70	—	51	1,171	86.1	0.4	1	51	281.0	4.32	
商手割引根保証	0	0	2	82	91.1	2	82	72.6	0.0	0	0	—	—	
予約保証	0	0	0	0	—	1	3	97.0	0.0	0	0	—	—	
条件変更対応保証	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—	
その他の	0	0	1	9	—	1	8	—	0.0	0	0	—	—	
保険連動制度保証	109	2,033	1,497	26,714	83.1	8,020	109,905	85.9	36.3	254	3,714	98.6	3.38	
特別小口保証	0	0	1	3	85.7	5	3	64.4	0.0	0	0	—	—	
海外投資関係保証	0	0	0	0	—	3	134	76.9	0.0	0	0	—	—	
経営安定関連保証	104	1,767	1,132	17,219	56.7	7,487	96,292	80.1	31.8	241	3,462	104.7	3.60	
経営革新関連保証	0	0	0	0	—	3	105	98.2	0.0	0	0	—	—	
創業等関連保証	1	5	4	21	32.3	32	104	89.8	0.0	1	4	—	3.85	
創業関連保証	0	0	3	15	88.2	10	47	117.5	0.0	0	0	—	—	
再挑戦支援保証	0	0	0	0	—	1	6	89.3	0.0	0	0	—	—	
特定社債保証	0	0	8	760	126.7	77	4,711	84.8	1.6	1	40	33.1	0.86	
流動資産担保融資保証	3	222	16	704	83.9	16	704	99.8	0.2	1	5	5.5	0.72	
異分野連携新事業分野 開拓関連保証	0	0	0	0	—	5	70	98.8	0.0	0	0	—	—	
地域産業集積関連保証	0	0	0	0	—	1	140	93.8	0.0	0	0	—	—	
金融安定化 特別保証5制度	(平成13年3月31日廃止)					73	413	55.2	0.1	7	146	76.1	35.40	
東日本大震災復興緊急保証	1	40	333	7,992	—	306	7,162	—	2.4	3	56	—	0.79	
その他の	0	0	0	0	—	1	14	99.3	0.0	0	0	—	—	
滋賀県制度保証	379	4,415	3,353	41,324	69.8	11,135	108,430	110.6	35.8	131	1,499	119.7	1.38	
経営 支援 資金	一 般 枠	15	80	89	593	201.6	619	1,423	70.3	0.5	5	10	20.3	0.67
	小規模企業者枠	25	85	225	894	224.8	655	1,528	121.8	0.5	6	10	42.2	0.67
	小規模企業者つなぎ枠	0	0	0	0	—	10	7	45.0	0.0	2	2	—	28.42
ネセ ット フ テ イ 資金	新 規 枠	151	1,377	1,243	11,177	61.1	5,008	39,246	99.8	13.0	26	115	58.8	0.29
	借 換 枠	126	2,197	1,123	21,669	58.8	3,652	56,646	115.7	18.7	62	958	151.9	1.69
政 策 推 進 資 金	経 営 革 新 枠	0	0	10	47	143.6	57	919	88.6	0.3	1	42	33.2	4.54
	特 定 産 業 枠	0	0	0	0	—	14	90	66.0	0.0	0	0	—	—
	再 生 支 援 枠	2	66	10	316	55.6	55	1,374	93.2	0.5	8	257	274.0	18.72
	C O 2 排 出 量 削 減 枠	0	0	2	18	154.8	4	27	233.4	0.0	0	0	—	—
	雇 用 支 援 枠	0	0	1	30	—	1	28	—	0.0	0	0	—	—
	B C P 枠	(平成20年3月31日廃止)					1	3	76.8	0.0	0	0	—	—
中 心 市 街 地 枠	(平成20年3月31日廃止)					1	2	54.4	0.0	0	0	—	—	

制 度 名	保証承諾					保証債務残高 (A)				代位弁済 (B)			代弁率 B/A		
	当月中		年度累計			件数	金額	対前年 同月比	構成比	年度累計					
	件数	金額	件数	金額	対前年 同月比					件数	金額	対前年 同月比			
短期事業 資金	通常 枠	24	142	306	1,581	91.5	137	784	94.0	0.3	2	8	27.5	1.02	
	手形割引 枠	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—	
	地震特別 枠	0	0	10	60	—	8	52	—	0.0	0	0	—	—	
開業 資金	創業 枠	14	64	103	515	97.0	507	1,414	96.9	0.5	15	77	179.0	5.45	
	成長 枠	1	3	9	38	321.8	23	67	143.6	0.0	0	0	—	—	
特区経済振興 資金	創造 枠	(平成23年3月31日廃止)					2	16	95.0	0.0	0.0	0	0	—	—
	自律 枠	(平成23年3月31日廃止)					4	23	82.4	0.0	0.0	0	0	—	—
	原油・原材料高騰 緊急対策資金(新規枠)	(平成21年3月31日廃止)					0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	—	—
	原油・原材料高騰 緊急対策資金(借換枠)	(平成21年3月31日廃止)					2	15	34.0	0.0	0.0	0	0	—	—
	緊急経済対策資金(新規枠)	2	19	29	334	—	35	339	1005.8	0.1	1	4	—	1.26	
	緊急経済対策資金(借換枠)	16	238	80	1,021	209.8	121	1,267	219.0	0.4	0	0	—	—	
	C L O	(平成16年度実施)					0	0	—	0.0	0.0	0	0	—	—
	第2回 C L O	(平成17年度実施)					0	0	—	0.0	0.0	1	2	4.1	—
	若手ベンチャー支援資金	(平成19年3月31日廃止)					0	0	—	0.0	0.0	0	0	—	—
	滋賀の新しい産業づくり 促進資金	0	0	1	19	1371.4	28	184	77.0	0.1	2	13	135.0	7.25	
	公害関連2制度	0	0	0	0	—	2	7	68.4	0.0	0	0	—	—	
	中小企業金融 円滑化促進資金	(平成15年3月31日廃止)					14	185	85.1	0.1	0.0	0	0	—	—
	特別経済対策資金	(平成15年3月31日廃止)					66	50	30.5	0.0	0.0	0	0	—	—
	立地促進資金保証	0	0	0	0	—	1	56	88.4	0.0	0	0	—	—	
	震災緊急対策資金(新規枠)	3	145	67	1,660	—	63	1,390	—	0.5	0	0	—	—	
	震災緊急対策資金(借換枠)	0	0	45	1,352	—	45	1,289	—	0.4	0	0	—	—	
	市町制度保証	7	16	84	286	71.2	948	1,480	65.0	0.5	29	66	51.1	4.49	
	市町小口簡易資金	7	16	84	286	71.2	948	1,480	65.0	0.5	29	66	51.1	4.49	
	その他市町制度保証	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—	
	合 計	967	11,166	9,242	108,125	83.3	30,752	303,058	96.4	100.0	612	6,756	91.7	2.23	

業種別保証状況 (平成24年3月)

(単位：百万円・%)

業 種 名	保証承諾					保証債務残高 (A)				代位弁済 (B)			代弁率 B/A
	当月中		年度累計			件数	金額	対前年 同月比	構成比	年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年 同月比					件数	金額	対前年 同月比	
製 造 業	165	1,889	1,494	22,053	85.9	5,910	72,931	97.2	24.1	89	1,281	84.6	1.76
農 林 漁 業	0	0	14	86	140.3	42	254	100.6	0.1	0	0	—	—
鉱 業	0	0	7	210	60.7	36	882	94.4	0.3	1	1	10.9	0.14
建 設 業	310	2,973	3,296	33,648	86.0	8,553	78,034	96.4	25.7	193	2,329	87.4	2.98
卸 売 業	73	1,244	631	9,572	80.4	2,092	25,543	97.8	8.4	37	439	43.8	1.72
小 売 業	168	1,749	1,578	15,102	72.0	5,461	45,753	95.0	15.1	111	1,289	158.8	2.82
飲 食 店	47	384	430	3,594	84.8	1,885	12,511	97.8	4.1	48	280	99.1	2.24
運 送 倉 庫 業	37	686	268	4,912	93.7	1,068	14,946	98.8	4.9	18	231	519.1	1.55
サ ー ビ ス 業	141	1,775	1,253	13,849	87.3	4,695	39,551	97.5	13.1	100	751	83.5	1.90
不 動 産	23	460	240	4,981	79.1	918	12,328	87.1	4.1	15	155	116.7	1.26
そ の 他 の 産 業	3	6	31	118	165.7	92	324	111.9	0.1	0	0	—	—
合 計	967	11,166	9,242	108,125	83.3	30,752	303,058	96.4	100.0	612	6,756	91.7	2.23

市町別保証状況（平成24年3月）

（単位：百万円・％）

市町名	保証承諾					保証債務残高（A）				代位弁済（B）			代弁率 B/A
	当月中		年度累計			件数	金額	対前年 同月比	構成比	年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年 同月比					件数	金額	対前年 同月比	
大津市	169	2,382	1,563	19,605	71.0	5,881	59,614	95.6	19.7	124	1,147	72.8	1.92
彦根市	113	1,240	841	8,904	77.0	2,753	26,014	94.2	8.6	55	515	71.8	1.98
長浜市	107	1,214	1,162	13,320	112.6	3,253	31,927	103.2	10.5	38	391	55.8	1.22
近江八幡市	55	500	607	7,121	79.4	1,958	19,550	96.8	6.5	43	358	45.2	1.83
草津市	77	899	701	9,033	87.4	2,209	22,798	97.6	7.5	49	423	89.3	1.86
守山市	33	342	451	5,336	82.5	1,421	14,351	97.3	4.7	53	799	267.6	5.56
栗東市	46	708	423	6,937	107.7	1,337	16,273	94.9	5.4	44	503	222.2	3.09
甲賀市	76	712	675	6,964	85.2	2,377	21,968	94.8	7.2	36	679	97.3	3.09
野洲市	27	227	337	3,974	84.8	1,053	10,578	98.2	3.5	18	268	102.3	2.53
湖南市	37	438	338	4,736	87.8	1,218	13,628	93.2	4.5	36	468	398.0	3.44
高島市	43	432	482	5,315	86.4	1,595	15,216	98.7	5.0	10	78	41.3	0.51
東近江市	96	957	825	8,406	74.3	2,834	25,691	93.5	8.5	67	770	139.5	3.00
米原市	27	337	263	2,638	94.7	834	7,734	97.4	2.6	8	49	24.3	0.64
日野町	12	46	120	1,081	71.8	454	3,288	96.2	1.1	11	83	24.7	2.51
竜王町	9	109	90	921	69.9	339	2,828	98.4	0.9	0	0	—	—
愛荘町	23	435	163	2,019	76.1	582	5,985	93.4	2.0	10	97	69.5	1.62
豊郷町	3	62	54	486	69.8	209	1,777	92.0	0.6	3	87	—	4.90
甲良町	8	71	82	769	71.2	219	2,054	96.9	0.7	3	18	370.1	0.88
多賀町	6	56	65	559	66.9	226	1,784	94.3	0.6	4	22	—	1.25
合計	967	11,166	9,242	108,125	83.3	30,752	303,058	96.4	100.0	612	6,756	91.7	2.23

平成24年度の 経営安定関連保証制度（セーフティネット保証）5号について

平成24年度上期も引き続き、原則全業種（82業種）の対象となっています。
 ※5号認定要件、指定業種については、下記ホームページでご確認いただけます。
 滋賀県信用保証協会 <http://www.cgc-shiga.or.jp>

市町別小口簡易資金保証状況（平成24年3月）

（単位：百万円・％）

市町名	保証承諾					保証債務残高 (A)				代位弁済 (B)			代弁率 B/A
	当月中		年度累計			件数	金額	対前年 同月比	構成比	年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年 同月比					件数	金額	対前年 同月比	
大津市	0	0	30	92	70.4	251	383	73.2	25.9	7	17	61.2	4.32
彦根市	2	4	4	11	63.5	53	73	58.7	5.0	3	7	52.2	9.43
長浜市	0	0	1	10	—	37	65	72.6	4.4	2	9	116.1	13.86
近江八幡市	0	0	1	4	68.6	53	95	65.7	6.4	1	2	11.8	2.54
草津市	0	0	7	39	167.1	47	102	72.3	6.9	2	8	109.0	8.16
守山市	1	2	3	7	49.3	34	58	53.1	3.9	2	3	21.8	4.64
栗東市	0	0	3	14	52.5	31	54	55.8	3.7	2	4	27.8	7.10
甲賀市	2	4	7	24	65.7	121	160	56.1	10.8	2	3	212.9	1.99
野洲市	0	0	1	3	18.2	36	52	52.6	3.5	0	0	—	—
湖南市	0	0	2	5	—	23	17	44.8	1.2	0	0	—	—
高島市	1	1	4	7	67.9	44	66	63.5	4.5	0	0	—	—
東近江市	1	5	8	23	32.3	115	198	68.0	13.4	5	11	188.7	5.58
米原市	0	0	0	0	—	14	22	65.9	1.5	0	0	—	—
日野町	0	0	9	31	141.0	51	88	82.1	6.0	1	1	—	1.11
竜王町	0	0	2	12	—	9	7	29.9	0.5	0	0	—	—
愛荘町	0	0	0	0	—	14	10	44.8	0.7	2	1	23.3	14.03
豊郷町	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—
甲良町	0	0	0	0	—	6	10	60.4	0.7	0	0	—	—
多賀町	0	0	2	5	43.5	9	18	78.5	1.2	0	0	—	—
合計	7	16	84	286	71.2	948	1,480	65.0	100.0	29	66	51.1	4.49

「中小企業の会計に関する指針」に基づく 保証料割引制度の見直しについて

「中小企業の会計に関する指針」に基づく保証料割引の取扱いが、平成24年4月1日以降に終了する事業年度の計算書類から見直されることとなりました。

見直し内容は、①チェックリストの全部準拠、②事実と異なる記載に対する通報制度の運用強化、③「個人情報の取扱いに関する同意書」の添付です。

※詳細については、当協会ホームページをご覧ください。

また、各種様式等は金融機関専用ページよりダウンロードできますので、ご活用ください。

経営安定関連保証制度（セーフティネット保証）5号利用における金融機関からの業況報告書提出について

経営安定関連保証制度（セーフティネット保証）5号（以下、「SN5号」という。）を利用された方の期中支援を強化するため、導入されたモニタリング制度について、平成24年4月1日～5月末が「業況報告書」の提出時期となっておりますので、対象先の「業況報告書」を速やかに保証協会まで提出していただきますようお願いいたします。

【対象者】

平成23年6月1日以降にSN5号の保証を利用した中小企業者。

*新規の保証金額が1,250万円以下、または保証期間が1年以内の方は、報告対象外。

【業況報告書の提出】

貸付実行後、半年に一度、取扱金融機関が保証利用者を訪問等し、訪問頻度、直近の月商の増減傾向等の内容を把握した上で、業況報告書を作成し、保証協会に提出していただきます。

【業況報告書の提出がない場合】

- ① 代位弁済時に「理由書」の提出が必要となります。
- ② 新規保証申込を行う際、報告対象の保証が同一金融機関扱いの場合は、業況報告書の提出後の対応となります。

【業況報告書】

滋賀県信用保証協会 御中

平成 年 月 日

業況報告書

顧客番号						
フリガナ						
顧客名						
訪問記録	訪問回数	回 / (上半期・下半期)				
	最終訪問日	平成 年 月 日				
	最終訪問時の状況・気付いたこと					
最近6ヶ月の月別売上	月	月	月	月	月	月
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
売上の傾向 (増加・横ばい・減少)						
売上の増減要因、滞付発生、その他特筆すべき事項						
特筆事項						
課題・今後の見通し等	課題、業績及び資金繰りの見直し等					
取引状況	預金	融資	プロパー	保証協会付		
	千円	千円	千円	千円	千円	
(平成 年 月 日現在の残高) ※別紙可						
金融機関名 () 支店 担当者						
電話番号 () -						

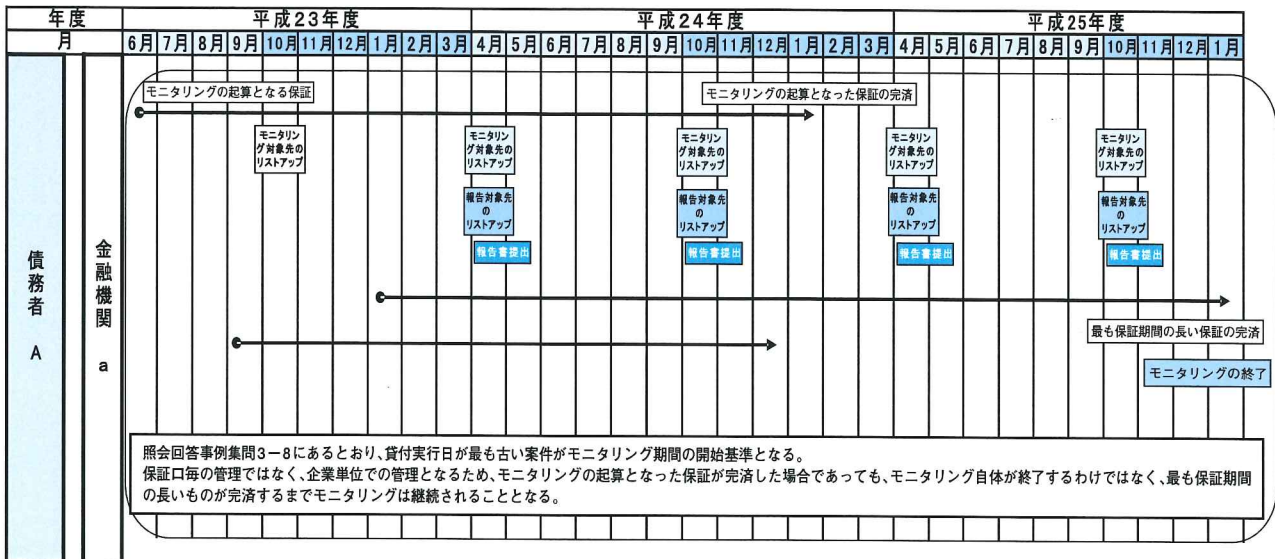
提出時期
<p>モニタリング期間は上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）の定期とし、上半期の報告書は10月～11月末までに、下半期の報告書は4月～5月末までに提出していただきます。</p> <p>なお、初回の報告は不要とし、次の半期を第1回目のモニタリング期間とするため、貸付実行後、半年超から約1年後のタイミングで業況報告書を提出、以降は半年毎の報告となります。</p>

モニタリングスケジュール

	貸付実行日	モニタリング期間	業況報告書提出期限
今回	※H23. 6. 1 ~ H23. 9. 30	H23. 10. 1 ~ H24. 3. 31	H24. 5. 31
	H23. 10. 1 ~ H24. 3. 31	H24. 4. 1 ~ H24. 9. 30	H24. 11. 30
	H24. 4. 1 ~ H24. 9. 30	H24. 10. 1 ~ H25. 3. 31	H25. 5. 31
	H24. 10. 1 ~ H25. 3. 31	H25. 4. 1 ~ H25. 9. 30	H25. 11. 30
	H25. 4. 1 ~ H25. 9. 30	H25. 10. 1 ~ H26. 3. 31	H26. 5. 31
	H25. 10. 1 ~ H26. 3. 31	H26. 4. 1 ~ H26. 9. 30	H26. 11. 30

※ 今回のみ、平成23年6月1日以降のSN5号申込分からがモニタリング制度の対象となります。

モニタリング対象の考え方



東日本大震災復興緊急保証制度の延長【取扱期間 平成25年3月31日まで】と認定基準の一部変更について

東日本大震災復興緊急保証制度が1年間延長され、平成24年度も引き続きご利用いただけることになりました。

また、認定基準の変更箇所は下記のとおりです。

【認定基準（変更箇所下線あり）】

(1) 特定被災区域内の事業者

- (イ) 震災の発生後の最近3か月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること。
- (ロ) 原則として震災の発生後の最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。

(2) 特定被災区域外の事業者

①申請者が、特定被災区域において事業を行っている東日本大震災発生前からの取引先事業者が東日本大震災に起因する店舗の閉鎖、事業活動の縮小等を実施しており、次のいずれかに該当する方。

- (イ) 申込事業者が特定被災区域内の事業者と取引があり、震災の発生後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること。
- (ロ) 原則として震災の発生後の最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。

②申請者が、東日本大震災に起因する、特定被災区域内の消費者の需要の減少、特定被災区域外の取引先事業者の事業活動の停止等、取引先からの契約解除等、又はイベント自粛により、次のいずれかに該当する方。

- (イ) 震災の発生後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して15%以上減少していること。
- (ロ) 原則として震災の発生後の最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。